

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

增加償却が認められないケース

Q : 当社は、24時間営業のファミリーレストランを営んでいます。当社の調理用設備は24時間使用しているため増加償却を行いたいのですが、この設備は耐用年数の適用等に関する取扱通達の「付表五 通常の使用時間が8時間または16時間の機械装置」に掲げられていないため、超過使用時間を算定することができません。

この場合、どのように算定すればよろしいですか？

A : 調理用設備は、通常使用時間が24時間となりますので、増加償却を行うことはできません。

【解説】

増加償却の規定を適用する場合、その機械及び装置について1日当たりの超過使用時間数を算定する必要があります。その算定の基礎となる1日当たりの通常の使用時間については、耐用年数の適用等に関する取扱通達の「付表五 通常の使用時間が8時間または16時間の機械装置」に掲げられた時間数を使用することとされています。

そして、同付表に掲げられていない機械及び装置は1日当たりの通常の使用時間を24時間として扱うことになっています。

ご質問の調理用設備については、同付表に掲げられていませんので、1日当たりの通常の使用時間は24時間となります。したがって1日当たりの超過使用時間は生じる余地がありませんので、増加償却はすることができません。

